

KAN 通信

VOL36

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
社会保険労務士 武用 貫汰
〒573-0013
大阪府枚方市星丘 1-26-14
電話： 072-395-1291 FAX： 072-395-1291
e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

勤続年数の長期化を見えた人事制度を考えるために

◆人生100年時代

独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った「人生100年時代のキャリア形成と雇用管理の課題に関する調査」には、勤続年数の長期化を見えた対応を行う際に参考になるポイントが掲載されています。

◆管理職への昇進が見込めなくなった場合の処遇

管理職への昇進が見込めなくなった正社員の処遇については、「昇進・昇格がないまま勤続」との割合が77.9%と最も高くなっています。次いで管理職相当の専門職として処遇する(34.4%)、管理職相当の社員格付けとする(30.5%)と続いています。以上は中小企業での割合ですが、大企業でも同じような傾向です。

◆キャリア形成のための人事制度とその効果

目標管理制度やキャリア面談等の人事制度について、39歳までの若年層では「メンター制度」が特に効果的なようです。

高年齢層では全般的に制度導入効果が低いようで、特に自己申告制度などは若年層と比べて効果が薄いか逆効果になる場合(60歳以上)もあるようですが、「社会貢献参加」の制度については効果がありそうです。

ボランティアなどの「社会貢献参加」活動の人材育成効果は、社会の価値観に触れる機会(69.5%)、社外ネットワークの拡大(48.6%)、新しい視点の獲得(37.0%)などが多くなっています。大企業も中小企業も同様の傾向です。

◆兼業・副業の取扱い

中小企業の44.0%が、就業規則で兼業・副業を禁止しています。一方で、「規定がない」との回答が32.3%となっています。いざというときに慌てないように自社の方針

を検討しておきましょう。

◆改正高年齢者雇用安定法の施行

改正高年齢者雇用安定法が4月1日に施行されます。従業員の70歳までの就業確保を努力義務とする規定が盛り込まれています。努力義務となってはいますが、計画的に対応を準備しておきましょう。

【(独)労働政策研究・研修機構「人生100年時代のキャリア形成と雇用管理の課題に関する調査」PDF】
<https://www.jil.go.jp/press/documents/20200529.pdf>

コロナ禍での花粉症との付き合い方について考えてみましょう

◆花粉症シーズン到来！

東京都内では、この2月6日、スギ花粉の飛散が始まりました。今年もいよいよ、花粉症のシーズンが始まっています。

日本気象協会によると、

2020年と比較して、2021年春の花粉飛散は多く、全国平均で160%程度となると予想されています。ひどい症状に悩まされる方も多くなると考えられます。

◆新型コロナウイルス感染症と花粉症

特に現在、新型コロナウイルスの感染拡大の状況が続く中にあっては、「花粉症かな?」という症状が出たら注意が必要です。

たとえば、咳や倦怠感、頭痛、鼻水、鼻づまりなどといった症状が出た場合、それだけでは花粉症なのか、新型コロナウイルス感染によるものなのか、判断ができません。また、花粉症で目がかゆいなどというとき、新型コロナウイルスの付着した手でさわってしまえば、それが感染の原因となることもあります。さらに、花粉症によるくしゃみや鼻水で感染が拡大することも懸念されます。

◆事業場でも例年以上の花粉症対策を!

これまで、仕事の能率低下対策の一環として、事業場で花粉症対策を行ってきた企業は多くありました。特に今年は、症状がひどくなることが懸念されることからプレゼントティーズム対策、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、花粉症への対策が例年以上に求められます。

換気や密を回避しながらの花粉症対策として、換気をする一方でカーテンや網戸を設置して花粉が室内に入らないようにする、空気清浄機・加湿器を活用する、早期の花粉症治療も選択肢に入れるなどにより、このシーズンを乗り切りましょう!

3月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]

- 財産債務調査、国外財産調査の提出
- 総収入金額報告書の提出【税務署】

31日

- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

～当事務所より一言～

緊急事態宣言も解除されましたが、下げ止まり的な感は否めません。

引き続き、節度を持って行動しないといけないと思っています。

雇用調整助成金申請のお仕事を多く頂きましたが、現状の基準は4/30で終了、率が下がって継続そちらも6/30で終了となる可能性が高い!

それでも、景気が戻って、労働が必要にならない現状が続ければ、又わからないかも・・・・